

決算審査特別委員会

委員長報告（案）

平成24年12月18日

## 平成23年度決算に係る指摘事項一覧

### 【文書指摘】

- 1 プロジェクトチームのあり方について (未来づくり推進局)
- 2 移住定住への取り組みについて (企画部)
- 3 文化芸術推進事業への取り組みについて (文化観光局)
- 4 鳥取県社会福祉協議会の体制強化について (福祉保健部)
- 5 中部療育園について (福祉保健部)
- 6 普及指導事業について (農林水産部)
- 7 鳥取空港国際会館の有効利用について (県土整備部)
- 8 たな卸資産評価への低価法導入について (企業局)
- 9 電気事業について (企業局)
- 10 埋立事業について (企業局)
- 11 県立病院の新築に向けた検討の開始について (病院局)
- 12 県立病院の医療スタッフの強化について (病院局)
- 13 学校が抱える問題への対応について (教育委員会)

## 決算審査特別委員会委員長報告

(平成24年12月18日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第25号「平成23年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分及び平成23年度鳥取県営企業決算の認定について」及び議案第26号「平成23年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第28号「平成23年度決算の認定について」、以上3議案につきましては、決算審査の結果を平成25年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところでありますが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育（浜崎晋一 主査）、福祉生活（内田博長 主査）、農林水産商工（澤 紀男 主査）、企画県土警察（安田優子 主査）、県営企業（森岡俊夫 主査）、病院事業（浜田妙子 主査）の6分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をしてまいりました。

### (審査結果)

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

まず、第1点目は、プロジェクトチームのあり方についてであります。

知事のマニフェスト「みんなでやらいや未来づくり」を推進するため、県庁内で「未来づくり推進本部」を設置し、雇用創造1万人プロジェクト、食のみやこ・やらいや農林水産業プロジェクトなど、13のプロジェクトチームが運営されています。

県が旗振り役となり、様々なプロジェクトを率先して実施し、一定の成果が上がっています。

しかしながら、プロジェクトの成果を県民、事業者が実感できるまでに至

っておらず、一体感に欠けている感が否めません。

ついては、プロジェクトの実施に当たっては、供給サイドからではなく、県民視点に立った需要サイドからの施策立案を行うことに十分留意するとともに、プロジェクトの具体的な目標を定め、または具体的にイメージできる姿を示し、広く県民に周知した上で、県民意識の醸成を図り、県民と一体となってプロジェクトを展開すべきであります。

また、プロジェクトチームは、県政の課題について部局を横断し機動的に対応できるメリットがある一方で、各部局の役割分担を明確にし、相互に協力するという理念の基に、主管部局がリーダーシップを発揮して、プロジェクトを強力に進めていかないと中途半端な結果となることが惹起されます。

さらに、プロジェクトチームの活動状況を適宜検証・精査し、プロジェクトチームでは行動力に課題が残る場合には、組織化を検討すべきであります。

## 第2点目は、移住定住への取り組みについてであります。

平成23年度から26年度までの4年間で2,000人の移住者を受け入れることを目標に「ようこそようこそIJU（移住）2千人推進プロジェクト」が推進され、移住定住希望者の意向を踏まえて、住居、就職、農林水産業等への就業支援など、各分野・課題別に施策の検討が行われています。

しかしながら、移住定住推進交付金の活用が一部の市町村に偏るなど移住定住の取り組みに温度差があるため、全県的な取り組みの底上げを行なうとともに、地域住民に移住者を受け入れることのメリットを理解していただくことが課題となっています。

また、移住定住の推進にあたっては、移住定住対策のみで施策・事業を組み立てるのではなく、中山間地域対策との連携を図り、地域が活性化する人材を呼び込み、その人脈を活用し域外との交流や、交流による新たな事業展開へつなげるなど、地域振興を含めた移住定住の受け入れ体制、意識の醸成を行うべきであります。

### 第3点目は、文化芸術推進事業への取り組みについてであります。

文化芸術の推進については、文化芸術活動支援補助金、アーティストリゾート推進事業ほか数々の事業でNPO団体や地域の取り組みを支援しています。しかし、文化芸術活動支援補助金の「優れた芸術・文化活動支援事業」においては10件分の予算に対して2件しか申請がなく、補助金全体で700万円（不用額率53%）、また、「アーティストリゾート推進事業」においても同様に申請が少なく400万円（不用額率73%）の不用額が生じています。

このことは、県の施策推進の方向性と地域のニーズがかみ合っていないことの現れであり、県の施策立案の検討が不十分であることを示しています。

地域が真に求めているものを十分に調査・把握し、それを事業化することにより文化芸術の推進を支援できるよう、県の事業実施のあり方を再検討すべきであります。あわせて、文化振興のみに留まるものではなく、地域づくりなどに影響が広がるよう連携し戦略的に取り組むべきであります。

### 第4点目は、鳥取県社会福祉協議会の体制強化についてであります。

鳥取県社会福祉協議会は、本県の地域福祉の推進において中核的な役割を担う社会福祉法人であり、県においても「福祉人材研修センター」の指定管理委託に加え、各種福祉施策の実施に係る補助及び委託を行っています。

一方、同会における正規職員は、平成14年度には26人であったのに対し、平成23年度で17人、全職員に占める割合も29.3パーセントと減少傾向を辿っています。このことは、同会の運営は人件費を含め県からの補助金及び委託料に負う部分が大きく、年々、事業量は増加しているにもかかわらず将来的な事業量の予測・安定性が見通せないため、非正規職員の増員で対応せざるを得なかったことが、大きな理由の一つに挙げられます。

多様化・複雑化する福祉の専門知識やノウハウの蓄積を、民生・児童委員や市町村社協職員等、地域の福祉人材に効果的に波及させるには、豊富な経験を有する同会職員のリードも求められます。同会への補助及び委託のあり方について、中長期的な視野から検証し、様々な福祉ニーズに対応できる人材の育成・確保に繋げるべきであります。

#### **第5点目は、中部療育園についてであります。**

中部療育園は、平成15年度に皆成学園内に開園、平成16年度に現在地に移転し今日に至るまで、児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターとして、中部圏域の障がい児の発達支援等にその役割を果たしています。

一方、同園では、平成19年度より外来診察を実施しているが、手狭なため、倉庫を待合室として転用する状況であり、高度化する療育支援に対して新たな訓練器具を導入するにあたっては、その保管場所にも苦慮している現状にあります。

児童及び保護者にとって満足度の高いサービスを将来にわたり確保していく観点から、今後の体制及び施設のあり方について検討を進めるべきであります。

#### **第6点目は、普及指導事業についてであります。**

農業団体のコスト削減の流れに伴い農家等への指導体制が縮小する中であって、農業改良普及員には、増加する新規就農者への指導や6次産業化の推進など、業務量の増加に加え、従来以上に多面的で高度な役割が求められています。

一方で、普及職員は減少の一途をたどっており、普及員の専門分化の中にあって兼務も多く見られ、農業専門技術員についても農業経営や6次産業化の専任職員が配置されていない状況にあります。

については、適切かつ効率的に普及指導が行えるよう、市町村や農協等関係団体との連携や役割分担、人員の育成・配置のあり方等について早急に検証し、体制強化に向けた必要な見直しを行うべきであります。

#### **第7点目は、鳥取空港国際会館の有効活用についてであります。**

鳥取空港国際会館の利用は、国際線施設については、平成22年度以降年間8便のチャーター便にしか利用されておらず利用者数もわずか500人程度しかありません。また、広い空間を持つセンタープラザは、チャーター便

発着時以外は展示会、イベント等で年間20～50件程度の利用しかなく、国際交流センターの利用も、近年毎年約2千人ずつ減少の傾向を示しています。

しかし、鳥取空港国際会館の維持管理には年間約3,800万円の県費を要しており、施設の有効利用が課題となっています。

鳥取空港における国際線の大幅な増便・定期便の就航が見込めず、これ以上の国際会館の利用増が見込めない状況の一方で、連絡通路で繋がっている鳥取空港国内線施設は、地方空港の中でも利用者数に比べて施設が手狭な状況であります。

この手狭感の解消に向けても、両施設の連携を図るなど、国際会館の抜本的な活用方策を検討されるべきであります。

#### **第8点目は、 たな卸資産評価への低価法導入について であります。**

埋立事業においては、平成23年度は3件新規分譲を実施していますが、帳簿価格が、今の時価よりも高い価格で記載されているため、分譲を行えば行うほど、営業損失で大きな損金が計上される形となっています。

地方公営企業会計制度の変更に伴い、たな卸資産の評価に低価法が導入されますと、帳簿価格と時価に大きな乖離があるため、導入後、多額の評価損が発生することが予想されます。

低価法を導入した場合、どのくらいの損金が発生するかなどを適切に算出し、県民に理解を得られるよう情報公開をすべきであります。

また、基準見直しによる固定資産の評価への減損会計の導入やたな卸資産評価への低価法の義務づけ、退職給付引当金積立ての義務化への対応等の移行作業を円滑かつ適切に進め、平成26年度の予算及び決算から円滑に新会計制度に移行できるよう、滞りなく準備・検討を進めるべきであります。

#### **第9点目は、電気事業について であります。**

電気事業においては、平成23年度の風力発電及び水力発電の供給電力量目標15.7万メガワットアワーに対し、実績はこれを大きく上回る

17. 6万メガワットアワーとなり、県民生活に大きく寄与しています。

今後、事業をさらに進める上でも、小水力発電について、事業可能と判断した箇所では、事業実施に向けて調査を行い、早期の実現が図れるよう取り組むべきであります。

また、再生可能エネルギーの積極的な導入、事業展開に向けて、引き続き関係各所と連携を行い、取り組むべきであります。

さらに、当面の支払いに充てない余裕資金については、確実かつ有利な資金運用を行うことができるよう検討すべきでもあります。

#### **第10点目は、埋立事業についてであります。**

昭和地区及び旗ヶ崎地区においては、ほぼ売却済みであり、崎津地区についてはメガソーラー発電施設用地として長期貸付されることとなりました。

残る竹内団地については、まだ未売却の用地であるものの、水面下で交渉が進められているもの、また港湾整備事業のため売却を保留している箇所もあります。

売却保留を除く未売却分譲用地については、今後も売却に向けて鋭意努力をすべきであります。

#### **第11点目は、県立病院の新築に向けた検討の開始についてであります。**

中央病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の砦となっているところではありますが、築後37年以上が経過し、施設・設備の老朽化と狭隘化が進み、新たな防災対策、最新機器の導入などに支障をきたしています。

増改築などによる対応では限界があることから、病院機能を向上させるためには新築という抜本的対応が必要となります。しかし、新築するとなった場合は鳥取県保健医療計画及び鳥取県地域防災計画の中でどう位置づけ、機能分担をどうするかなど、検討は長期間にならざるを得ないと思われることから、早期に検討委員会を立ち上げて議論を始めるべきです。



なお、新築の検討を行う期間も、機能強化という観点から、最新機器の導入が中核病院として不可欠であり、PET-CTなどの機器を導入し、県民の期待に応えることが必要です。当面の対応として東部総合事務所福祉保健局を移転し、跡地を活用するなどの対応を検討する必要があります。

加えて、多額の建設費が必要となることが想定され、十分な建設資金の積立を行う必要があります。

また、厚生病院の旧病棟は、築後25年以上が経過していることから、新築すべきです。スケジュールを明確にし、議論を始める必要があります。

## 第12点目は、県立病院の医療スタッフの強化についてであります。

医療機器が発達しても、医療を担うのは人間であり、両県立病院の医療スタッフの体制強化が必要です。

医師については、診療科により医師不足の偏りがあり、例えば、福祉保健部と連携し、鳥取大学の特別養成枠制度に工夫を加えるなど、不足する診療科医確保の取組が必要です。特に、厚生病院では、産科医、小児科医を充実し、中部の中核病院として、地域の他の医療機関で対応できていない診療科の充実を図る必要があります。

現代医学はチーム医療であり、コメディカルの体制強化が不可欠です。特に脳血管疾患では早期のリハビリテーションが早期退院と要介護度の軽減には不可欠であることから、理学療法士の大幅な増員、医療機器の増加に対応した放射線技師と臨床検査技師の拡充、薬剤師の計画的な病棟配置が必要です。

看護師については、現場の声を十分聞いた上で、無理のない勤務シフトになるよう体制を検討されるべきです。また、看護師に長く勤務を続けてもらうため、育休からの復帰が容易になるよう育休の間の研修プログラムを充実し、院内保育体制も整備する必要があります。加えて男性看護師の増加に伴う職場環境も整える必要があります。

第13点目は、学校が抱える問題への対応についてであります。

近年、学校現場において、教職員が保護者等から多様化・複雑化する要望への対応に追われ、過重労働に陥ったり、精神的負担を抱え健康を損なう状況が発生しています。実際に、精神性疾患による休職者への調査では、「業務量の多さや保護者・児童生徒への対応が休職の原因」と回答した教職員が多数を占めています。

教育委員会では、これらの学校現場が抱える困難な問題への対応支援として、弁護士による法律相談窓口の設置、行政関係者と有識者で構成する学校問題支援チームの結成等を行っています。このような取組を行うことも大切であります。最も重要なのは、教員同士が信頼関係を構築し、学校全体で問題解決に当たることでもあります。組織や役割分担の見直し、改善を通じて、学校全体での協力体制づくりを進めるべきであります。

併せて、未だに教員の多忙感が解消されていないため、業務の効率化や校務運営体制の改善に取り組み、教員が児童生徒に向き合う時間の確保に向けた環境を整備すべきであります。

多忙の原因を分析し、その解消に向け、具体的な対応策について検討を進めるべきであります。

審査意見は、以上であります。

なお、ただいま申し上げました指摘事項に対する対応状況並びに来年度予算への反映状況については、今後も継続して調査することとしております。

これをもって、本委員会の審査結果の報告を終わります。